

## 「土地規制法」基本方針閣議決定

八木巖

住民監視法と言えるなかみを持っているにも関わらず、あまり国側や自治体の「動き」がみえないため、まず、小牧基地、春日井弾薬庫、陸上自衛隊春日井駐屯地の自衛隊施設のある春日井市にたいして、不戦ネット名で「土地規制法に関わる要請と質問」を提出し（7月20日）、話し合いをもちました。8月15日付で文書回答もありました。回答は次ページで紹介します。私たちの要請や質問に一つずつ回答される形になっています。まだ實際上、動きのないなかでの回答となっていますので（7月20日段階）、今後もはたらきかけは必要と思います。

パブコメが実施され（意見は無視）、審議会のメンバーが決められ、基本方針も出されました。今後地域指定というプロセスという事らしい。機能阻害については7項目が例示されました。

私たちとしては今後の焦点は総理大臣から「調査要請」がなされる地方自治体への対応となります。地方自治体へは「要請」なので「拒否」も理論的にはできるはず。その意味で自治体、自治体職員へのはたらきかけが重要となります。住民に寄り添う自治体か、国の「要請」に従い続けるかです。たとえば基地被害を訴える市民の個人情報をもとに自治体は、その情報を国にあげていくのか。その市民の「関係者」の情報を国の求めに応じて提供していくのか。つまり国の「手先」となっていくのか。この法律は「機能阻害」から施設を守るためものとなっているため、基地や重要施設の1Kmの範囲の土地の利用状況、それに関わる人、その関係者を調査する。内閣府にはそのマンパワーがないため関係諸団体、自衛隊保全隊、公安、自治体にやらせる、という事になります。その情報も氏名、住所のみにかぎらず「その他政令でさだめるもの」となっています。機能阻害は7例示されているが、あくまで例示であり、あいまいであることに変わりはない。将来的にどう使われるかはわかりません。

土地規制法の問題は別の角度でみれば個人情報保護、プライバシー侵害あるいは地方自治の問題です。個人情報保護の観点からは個人情報の目的外使用にあたります。

春日井市の回答によると、「国において適切にすすめられるものと考えている」との「認識」がしめさ

れていますが、22条では自治体の長に「協力を求めることができる」となっています。情報を上げるだけではないのです。協力をもとめられたときにどうするかは地方自治体の判断です。春日井市の言うように「適切な対応」という判断が必要です。

沖縄、南西諸島の島々では「沖縄県民の誰もがこの法案による調査・規制対象になってもおかしくない」として危機感をもってとらえられている。台湾有事をあおられ、南西諸島への自衛隊の配備、基地拡大という状況のなか、この法律はどのように使われるのだろうか？ 適用拡大、暴走の余地を持つこの法律。住民をスパイ視した沖縄戦が思いおこされます。住民監視、住民相互監視、「密告」へとつながる危険性があります。沖縄は島々がすべて国境離島でありこの法律の適用が可能です。運動の自粛が無いようにと沖縄では「対策弁護団」がつくられようとしています。

今後の動きのなかで、自治体の関わりを注視していかなければならないと思います。安全保障といえど何でもできる、を止めなければいけません。地方自治は民主主義の根幹といえます。地域指定へ自治体がどのように関与するのか、国からどのような要請がきて、どう対処したかの公開が必要で、何よりも騒音などの基地への要請を自治体が住民とともに対処する日々の姿勢が大事です。騒音から部品落下にいたる事故、市街地行進などの迷惑行為などへの対処を自治体に求めていくことが重要かと思えます。いずれにしても土地規制法への闘いを「沖縄の闘い」としてしまふことのないよう引き続き春日井市以外ではたらきかけも進めていきたいと思えます。

9月20日に春日井市に電話で全面施行となっていますが、何か動きはありますか、と尋ねたら「ない」とのことでした。「国にお任せですか？ 地域指定されたら、1Km範囲の住民は監視対象になる。春日井市は国にもとめられたら、住民の個人情報を国にあげるのですか？ それで住民の生活、権利が守れますか？ 今後土地規制法に関わる情報は住民にわかるよう公開するように」としました。

（9月20日）

---

### （春日井市の回答 8月15日付）

1, 2, 3, 4, は私たちの要請項目。質問1も私たちからのもの

1 春日井市内に不必要・不適切な「注視区域」「特別注視区域」が設定されないように国に強く要請してください。

(回答)

重要施設周辺および国境離島等における土地などの利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(以下「土地規制法」という。)には注視区域および特別注視区域を指定する場合は、関係行政機関の長に協議することとされており、国において適切に進められるものと考えております。

2 土地規制法7条を根拠とする、国や防衛省等による個人情報提供要請には応じないで下さい。

(回答)

当該土地規制法その他、春日井市個人情報保護条例の趣旨を踏まえた上で、個別具体的に提供の適否を検討すべきと考えております。

3 すべての施行プロセスの情報公開と民意反映のためのパブコメ実施を国に求めて下さい。

(回答)

法の施行を進める、国、内閣府において、適切に実施されるものと考えております。

4 上記1, 2, 3, ができないのであれば、「住民の福祉の増進をはかることを基本」(地方自治法1条の2第1項)とする「自治体」たる春日井市は、土地規制法の廃止を国に求めて下さい。

(回答)

現在、国、内閣府において、基本方針の策定等がなされるところであり、今後、提供される情報を適切に収集、理解し、必要な対応をまいります。

#### 質問1

内閣官房土地調査検討室などより通知、情報提供、紹介などがありましたか。あったとすればその内容や春日井市の対応について、明らかにしてください。

(回答)

要請を頂いた7月20日まで、本市への同胞に関する通知や紹介等については、「ない」と認識しております。

#### 【声明】

パブコメ完全無視の閣議決定に抗議する  
—土地規制法の「全面施行」を許さない—

本日9月16日、岸田政権は、いわゆる重要土地利用規制法(以下「土地規制法」)に関する基本方針や政令等を閣議決定するとともに、同法の全面施行

日を今月20日とすると決定した。

土地規制法は、「重要施設」のうちの「生活関連施設」の定義も、注視区域や特別注視区域の指定基準も、内閣総理大臣が収集する個人情報の内容や情報収集方法も、施設機能や国境離島機能を阻害する行為の内容も、全て法律では規定せず、内閣が決定する基本方針や政令に委ねている。法治主義に違反し、特に刑罰発動の原因となる「阻害行為」とは何か不明であって罪刑法定主義に反する欠陥法である。さらには、土地等利用状況調査の名目で思想信条にわたる調査を行うことも排除されておらず、基地被害を受けている周辺住民が基地を継続的に監視する行為を機能阻害行為として処罰することも排除していないのであり、憲法が保障する各種の基本的人権を侵害する憲法違反の法律である。

政府が本年7月26日から8月24日にかけて実施した基本方針案や政令等に対する意見募集(パブリックコメント)に対し、他に類を見ないような2760件もの多数の意見が提出され、しかもそのほとんどは、基本方針案はいずれの点についても曖昧であることから内容をより具体化・明確化することを厳しく求めるものであったし、この法律自体の廃止を求めるものもあった。これは、多くの市民が前述のようなこの法律の危険性を理解しているからである。ところが政府は、パブリックコメントで寄せられた多くの意見を反映することなく完全に無視し、基本方針や政令等を公表した案そのままの内容で閣議決定し、土地規制法の全面施行を今月20日からとしたのである。このような法律施行に至る手続きは民主主義をも無視するものである。

私たちは本日の民意を無視した強権的な閣議決定に強く抗議する。また、政府には閣議決定を撤回して今月20日の全面施行実施を停止すること、そして、少なくとも、基本方針や政令等の内容をパブリックコメントで寄せられた多くの意見を最大限尊重したものに變更することを強く求める。

私たちは、今後も土地規制法の危険な内容を広く市民に訴えていくとともに、地方自治体に対しても市民の権利が侵害されないような取り組みを行うことを求め、住民監視と戦争準備のための土地規制法を廃止するための運動を継続していく決意である。

2022年9月16日  
土地規制法を廃止にする全国自治体議員

沖縄反戦地主会関東ブロック  
土地規制法廃止アクション